

東京都犯罪被害者等支援に係る弁護士費用助成金交付要綱

(制定) 令和3年7月27日付3総人権人第73号

(通則)

第1条 東京都犯罪被害者等支援に係る弁護士費用助成金(以下「助成金」という。)の交付については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 助成金は、東京都犯罪被害者等支援条例(令和2年東京都条例第17号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、被害者参加人として被告事件の手續に参加する場合における弁護士費用の一部を助成することにより、犯罪被害者及びその家族又は遺族が、弁護士による必要な支援を円滑に受けられるようにすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、条例で使用される用語の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 刑法(明治40年法律第45号)その他日本国における刑罰法令に規定する行為(刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による被害のうち、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第316条の33第1項各号に掲げる罪による被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 被害者参加人 刑事訴訟法第316条の33第3項に規定する被害者参加人をいう。
- (5) 資力 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手續に付随する措置に関する法律(平成20年法律第75号)第11条第1項に規定する資力をいう。

(助成金の交付対象及び助成金の額)

第4条 助成金の交付対象は、弁護士費用のうち、活動の着手に要する費用(以下「着手費用」という。)とし、その額は10万円を限度とする。

(交付要件)

第5条 東京都知事(以下「知事」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすときに助成金を交付するものとする。

- (1) 犯罪被害を受けた場所が、東京都の区域内(以下「都内」という。)であること。
- (2) 犯罪被害者が、犯罪被害を受けたとき、都内に住所を有していたこと。
- (3) 刑事訴訟法第316条の33第1項の規定による許可を受けていること。
- (4) 刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為を弁護士に委託し、着手費用を支払っていること。
- (5) 着手費用について、既に助成金の交付を受けていないこと。
- (6) 第4号の規定による委託について、国、他の地方公共団体又は日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)による

支援を受けていないこと。

- (7) 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が、助成金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、申請者の資力から、被害者参加人として手続に参加する被告事件に係る犯罪被害により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪被害を原因として申請日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が500万円未満であること。
- (8) 申請者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

（交付申請）

第6条 申請者は、東京都犯罪被害者等支援に係る弁護士費用助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。ただし、申請者が、未成年者又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請者本人に代わって代理人が申請することができる。

- (1) 前条第2号に規定する都内に住所を有していたことを証明する書類
- (2) 前条第3号に規定する許可を受けていることを証明する書類
- (3) 前条第4号の規定による委託及び支払を証明する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、着手費用の支払の日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

（交付決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて関係機関への照会等を行い、適当と認めるときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、東京都犯罪被害者等支援に係る弁護士費用助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の助成金の交付に関して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、犯罪被害者及びその家族又は遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと思われる場合には、交付しないものとする。

（交付申請の撤回）

第8条 申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を撤回するときは、前条第1項の規定による通知を受けた日から14日以内に、その旨を書面により知事に申し出なければならない。

（交付申請後の申出）

第9条 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を知事に申し出なければならない。

- (1) 第5条各号に掲げる要件に該当しないと判明したとき。
- (2) 第5条第4号に規定する弁護士への委託を解除し、着手費用の一部又は全部の返還を受けたとき。

- (3) 加害者又はその関係者から、第5条第4号の規定による支払について、費用弁済を受けたとき。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第8条又は前条の規定による申出があったとき。
- (2) 前条の規定による申出がない場合で、第5条各号のいずれかに該当しないこと又は前条第2号若しくは第3号に該当することが判明したとき。
- (3) 申請者が、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により取消しを行った場合、東京都犯罪被害者等支援に係る弁護士費用助成金交付取消通知書（別記第3号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(返還)

第11条 知事は、前条第1項の規定により取消しを行った場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第12条 知事は、第10条第1項第3号に該当することにより交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、申請者をしてその命令に係る助成金の交付の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 知事は、助成金の返還を命じた場合において、申請者が前条に規定する期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

(意見聴取等)

第13条 知事は、特に必要があると認めるときは、第5条第8号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

2 警視総監は、第5条第8号に該当する事由の有無について、知事に対し、意見を述べることができる。

(報告等)

第14条 知事は、必要に応じて、申請者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行し、同年4月1日以後に発生した犯罪被害について適用する。